

令和6年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問く教育委員会
関係>について

○代表質問

自由民主党昭島市議団 木崎親一 議員 (6~10ページ)

1 令和6年度施政方針について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 市制施行70周年及び市長就任2期8年目にあたり所見を伺う
 - イ 市長就任2期8年目にあたり
- (3) 予算編成の大綱と主要な施策について
 - ウ 文化芸術、スポーツの振興について

2 教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 学校教育に係る主要な施策について
 - ア 学校教育における取組について
 - イ 水泳指導民間活用事業について
 - ウ 特別支援教育の充実について
- (2) 生涯学習に係る主要な施策について
 - ア 市民総合交流拠点施設内における図書館整備について
 - イ 学校教育における市民図書館の活用について
 - ウ アキシマエンシスの魅力向上について

公明党昭島市議団 渡辺純也 議員 (11~13ページ)

1 令和6年度施政方針について【生涯学習部】

- (2) 令和6年度予算案における主な施策の取り組みについて
 - エ 「文化芸術、スポーツの振興を図るまち」について

2 令和6年度教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 「学校教育について」
- (2) 「生涯学習について」

日本共産党昭島市議団 佐藤文子 議員 (14~17ページ)

7 学校給食無償化について【学校教育部】

- (1) 東京都が小中学校給食無償化の半額を支援するとして、昭島市でも新年度から小中学校の給食無償化に取り組むことを評価する。学校給食無償化の意義について、見解は。
- (2) 無償化は、経済的子育て支援だけでなく、家庭の経済状況で生まれる差別や偏見などの問題も解消することについて、見解は。子どもたちや保護者の意見を聞くべき。
- (3) 具体的な進め方は。食物アレルギーや宗教上の理由、長期欠席で給食を食べられない場合、国立や私立の学校に通う児童生徒への対応は。
- (4) 無償化の取り組みは単年度で終わることなく、市の重要施策として未来にわたり継続していくべきものと考える。見解は。

11 未来を拓く教育行政【学校教育部】

- (1) 2017年、市内中学校で生徒が自殺したことをめぐり「昭島市いじめ問題調査委員会」による調査報告書が公表され、「いじめによる自死」と認定された。学校と市教委が法に基づく調査に移行しなかったことや非民主的な学校運営の状況が指摘されている。いまだ、市教育委員会からの具体的な言及の場がない。どのように捉えているのか。
- (2) 市内小中学校で、過労死ラインを超える働き方の教職員が存在し、精神疾患による休職者が倍増している。長時間労働の解消には、教職員の増員以外にない。教員の授業持ち時間数や欠員・未配置の実態をどのように捉えているか。
- (3) 労働安全衛生管理規程が整備されたが、どのように機能しているのか。

13 気候危機、環境、防災対策について【学校教育部】

- (4) 建築物の省エネ対策は気候危機への対応の一つとして重要になっている。また、災害関連死を防ぐためにも避難所環境の整備は必要。災害時、避難所ともなる学校体育館の断熱化は、目標をもって早急に実施すべきではないか。
- (5) 断水した際の生活用水の確保など、災害時における重要な施設として学校プールの役割が改めて注目されている。猛暑等の抜本的対策を含め、修繕や維持管理の計画をもつべき。見解は。

都民ファーストの会・立憲民主党昭島市議団 八田一彦 議員
(18~21ページ)

- 1 令和6年度施政方針について【生涯学習部】
(7) 文化芸術、スポーツの振興を図るまちについて

- 2 令和6年度教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】
(1) 学校教育について

ア 教員の担い手不足と教育の質について
イ スクールロイヤーの導入について
ウ エデュケーション・アシスタント配置事業について
エ 校内別室指導支援員配置事業について
オ TOKYO GLOBAL GATEWAYについて
カ 授業時間短縮について

- (2) 学校給食費の無償化について
(3) 水泳指導民間活用事業について
(4) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について
(5) スクールソーシャルワーカーについて

みらいネットワーク 青山 秀雄 議員 (22~24ページ)

- 2 2024年度教育施策推進の基本的考え方を問う【学校教育部】【生涯学習部】
(1) 学校教育について問う
(2) 生涯学習について問う

○一般質問

林　まい子　議員（25～26ページ）

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実について【学校教育部】

（1）具体策について

永　井　みつる　議員（27～29ページ）

1 給食費無償化の恒久的な実施について【学校教育部】

（1）東京都からの補助金が令和6年度限定の場合

2 全国学力・学習状況調査について【学校教育部】

（1）学校の取り組み

（2）「授業力向上アドバイザー事業」の成果と課題

（3）「土曜日・放課後補習」の利用状況および成果と課題

3 部活動の地域移行について【学校教育部】

（1）検討委員会の開催状況および成果と課題

（2）「部活動の外部指導員」の人数と予算、今後の方向性

大　野　ふびと　議員（30～31ページ）

3 子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う【学校教育部】

（1）生徒の意見を踏まえた校則の見直しについて

4 市民のいのちとくらしを守る防災対策について問う【学校教育部】

（1）小中学校の体育館の断熱化について

（2）地域防災計画における語法について

美　座　たかあき　議員（32～33ページ）

1 スポーツ・レクリエーション施設の充実について【生涯学習部】

（1）ランニングステーション設置の提案

（2）昭和公園陸上競技場のナイター利用について

（3）宮沢広場の遊具のメンテナンスについて

大島ひろし議員(34~35ページ)

2 未来を担う子どもたちが育つまち【学校教育部】

- (3) デジタル教科書の現状と今後について
- (4) タブレット端末の利用状況は
- (5) 学力向上について
- (6) 不登校対策について

ひえのたかゆき議員(36~38ページ)

1 多様な学びを認め尊重し合えるまち昭島へ【学校教育部】

- (1) 不登校生徒の居場所について
- (2) インクルーシブ教育の実現に向けて

2 コミュニティがひろがり安全に過ごせるまち昭島へ【学校教育部】

- (1) 登下校の見守りについて

自由民主党昭島市議団 木崎親一議員代表質問

1 令和6年度施政方針について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 市制施行70周年及び市長就任2期8年目にあたり所見を伺う
 - イ 市長就任2期8年目にあたり
- (3) 予算編成の大綱と主要な施策について
 - ウ 文化芸術、スポーツの振興について

2 教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 学校教育に係る主要な施策について
 - ア 学校教育における取組について
 - イ 水泳指導民間活用事業について
 - ウ 特別支援教育の充実について
- (2) 生涯学習に係る主要な施策について
 - ア 市民総合交流拠点施設内における図書館整備について
 - イ 学校教育における市民図書館の活用について
 - ウ アキシマエンシスの魅力向上について

【市長】

次に、市長就任2期8年目にあたりについてであります。

市長に就任してからこれまでの間、様々な行政課題に取り組んでまいりました。全てを申し述べることはできませんが、長年の懸案とされておりました、学校給食共同調理場の更新課題につきましては、令和4年度から中学校における親子方式による給食の提供を実現し、そして本年4月には、いよいよ新たな調理場における給食の提供が開始されます。

調理場建設にあたりまして、財政負担の軽減や効率的な運用手法などの観点から当初の計画地を見直したことは、私としては、最良の決断であったと考えております。

市長就任2期目がスタートして間もなく、瞬く間に世界中に蔓延した新型コロナウィルスは、各地で変異を繰り返し、その影響は現在まで続いております。

昨年の5月には、感染症法上の位置付けが「5類」に移行されるなど、徐々にではありますが、コロナ禍前の日常が戻りつつあります。これまでの間、全庁が一丸となり、また、市民の皆様や議員の皆様にも御協力をいただく中で、戦後最大の危機とも言われる難局を乗り切ってきたものと認識しております。

コロナ禍において明るい話題もありました。令和2年6月にオープンしたアキシ

マエンシスは、昭島市の新たなシンボルとして、図書館機能と、各分館・分室及び移動図書館との連携を図りながら、来館者数、貸出冊数など着実な伸びを見せ大変多くの皆様に御利用いただいております。

次に、文化芸術、スポーツの振興についてであります。

「子ども国際交流音楽祭」につきましては、奥多摩町、檜原村、羽村市が共同で行っている事業であり、メインコンサートは羽村市で開催され、このほかの参加各自治体においては、ウィーンの音楽家から指導をいただいた子ども達の合唱と音楽家たちの演奏で構成される「交流コンサート」が開催されております。

本市においても令和6年度から参画し、市制施行70周年記念事業の一環として、令和7年2月にF O S T E R ホールにおいてコンサートの開催を予定しております。

このほかにも、市制施行70周年を記念し、市民の皆様に上質な音楽に触れていただけのイベントも検討しており、今後におきましても、様々な文化・芸術に触れることのできる機会の提供に努めてまいります。

また、スポーツの振興に向けた取組についてでありますが、総合スポーツセンターをはじめとする運動施設の老朽化への対応のほか、拝島公園プール跡地や残堀川調節池を活用した新たな運動施設の整備など、日頃からスポーツやレクリエーションに親しんでいる市民の皆様からの、活動場所となる施設の確保や、充実に対する期待は大変大きなものであると認識しております。

一方で、市民の皆様からのニーズを的確に把握していくことや、確固たる財源の確保、効率的な施設の運営手法など、その課題は多岐にわたっております。

令和6年度は、将来を見据えた運動施設の整備・運営等に係る様々な課題に対応するための組織的な対応を図るとともに、本市におけるスポーツ施策の一層の充実に向け、検討を深めてまいります。

【教育長】

木崎親一議員の代表質問のうち、大綱2点目の「教育施策推進の基本的考え方について」御答弁申し上げます。

初めに、細目の1点目、「学校教育に係る主要な施策について」であります。

まず、「学校教育における取組について」のうち、新型コロナウイルス感染症5類移行後の子どもたちの学校生活についてでありますが、2類相当時の制限が今では大幅に緩和をされ、学校行事を含め、コロナ禍以前の状態にほぼ戻ったものと捉えております。

しかし現在でも、新型コロナウイルス感染症への警戒が完全に払拭されてはおら

ず、専門家からは第10波に入ったとの懸念が示されております。

これからも児童・生徒に切れ目のない学びを保障するため、適切な感染防止対策を促すとともに、教育的価値に焦点を当てた学校行事の精選や、実施上の工夫、また、タブレット端末をはじめICT機器のさらなる有効活用を図るなど、様々な工夫を施しながら、日々の教育活動に当たっております。

そうした中で、児童・生徒には、自分の願いや発想を生かした学びを大切にしながら、主体的、対話的で深い学びに繋がるよう指導するとともに、伸び伸びと、楽しく学べる教育環境のさらなる充実に努めております。

次に、教員の確保に係る本市の現状についてであります。

教員不足が深刻な課題となっておりますが、その背景には、団塊世代の大量退職や、教員志望者の減少、学校職場に対する負のイメージ、育休取得の定着化などがあると言われております。

本市におきましても、東京都全体の教員不足により、年度当初から小学校において、教員1名の欠員が生じており、都に対して早期の配置を要請してまいりました。しかしながら、絶対数が不足する中での配置は困難とされ、欠員状態が続いている現状があります。

市といたしましても人材募集の広告掲載や、学校に人材情報の提供を行うなど、補充教員の確保に努めるとともに、時間講師の任用などにより、教員の負担軽減に努めしております。

また、教員の働き方に関する本年度の取組や今後の方向性についてであります。

これまででも、スクール・サポート・スタッフをはじめ、外部人材の活用や、学校電話の自動応答メッセージの運用時間の見直し、欠席連絡やアンケート集計などのデジタル化や、5日間の学校閉庁日の設定、さらに、ノー残業デーや、定時退勤強化月間による在校時間の短縮など、教員の働き方改革に資する取組を進めてまいりました。

今後におきましても、これまでの取組を継続するとともに、本年度の新たな取組として、エデュケーション・アシスタント配置事業や、スクールロイヤー導入のほか、スクールソーシャルワーカーを拡充するなど、人員体制の強化と、業務の効率化等を進め、教員の働き方改革をさらに推進してまいります。

次に、「水泳指導民間活用事業について」であります。

2校で実施したアンケート結果において、児童からは、授業が楽しく、技術も向上したとの回答が多くありました。保護者からも、来年度も民間プール施設の水泳指導を受けさせたいとの、好意的な回答が多数を占めております。また、教員からは、天候に左右されることなく安全、かつ予定通りに実施できたことや、プール管

理の面などで負担軽減が図られたとの回答がありました。

この検証結果から、児童の達成感や保護者の期待感に応える一定の成果が得られたことと、安全・安心で安定した水泳授業を実施できしたこと、更に、教員の働き方改革に資する効果が得られたことから、本年度は、新たに2校を加えて、計4校において実施したいと考えております。なお、実施場所につきましては、同じ施設を想定しており、各学年、年間6時間の授業時数を目安としております。

また、今後の展望につきましては、学校プール施設の更新時期を視野に入れつつ、更なる展開の受け皿となる室内温水プール施設を見いだすことができるかなど、多角的に検討を進める必要があるものと考えております。

次に、「特別支援教育の充実について」 あります。

特別支援学級の在籍児童・生徒数は、令和3年度から5年度のここ3年にかけても、知的障害特別支援学級で小・中学校を合わせて約1.3倍、自閉症・情緒障害特別支援学級で約1.8倍、特別支援教室におきましても約1.2倍に増加をしております。

こうした増加傾向は、今後も続くものと捉えており、特に増加が顕著な自閉症・情緒障害への対応として、本年4月から田中小に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設する予定としております。

また、心身に不自由のある児童が通常の学級で安全・安心に教育活動に参加できるよう、新たな介助員を配置しインクルーシブ教育に努めるとともに、特別支援学級の学級数に応じた介助員の拡充を図るなど、一人一人の発達特性や障害の状況に応じた教育と支援が図られるよう、多様な学びの場の充実に努めてまいります。

続きまして、細目の2点目、「生涯学習に係る主要な施策について」のうち、はじめに1点目の「市民総合交流拠点施設内における図書館整備について」 あります。

市民総合交流拠点施設内に設置を予定しております新たな図書館につきましては、延べ床面積をおよそ120平方メートルの規模とし、25,000冊程度の蔵書を計画しております。

また、施設内にはWi-Fi設備を完備するとともに、電源付きの学習席を配置するほか、魅力的な児童書コーナーを設置するなど、東部地区における知の拠点として、また居心地の良いサードプレイスとして、利用者に親しんでいただける施設を目指し、整備を進めることとしております。

次に2点目の「学校教育における市民図書館の活用について」 あります。

学校教育における市民図書館の具体的な活用事例といたしましては、多くの図書を長期間利用することができる「団体貸出し」、及びGIGAスクール構想により貸与

されたタブレット端末に「市民図書館電子書籍サービス」や、「蔵書検索・予約システム」に簡単にアクセスできる機能を追加したことなどが挙げられます。

のことにより児童・生徒は、学校に所蔵する図書以外にも、多種多様な図書に触れることができとなりました。また、調べ学習や、読書の幅を広げることにも繋がり、学校図書館を補完する機能として意義あるものと捉えております。

また、令和5年度から実施しております「図書館を使った調べる学習コンクール」の「地域コンクール」には、市内の学校を通じて多くの作品が寄せられ、その中で優秀な作品5点を推薦した「全国コンクール」においては、全ての作品が優秀な成績を収めることができました。これも、これまでの市民図書館活用の効果として捉えております。

今後も、各学校のニーズに耳を傾けながら、更なる活用に繋げてまいりたいと存じます。

次に3点目の「アキシマエンシスの魅力向上について」であります。

アキシマエンシスは、コロナ禍の令和2年6月に開館して以来、間もなく5年目を迎えます。

来館者数は、年を追うごとに増加し、累計で100万人を超えるました。直近の令和5年度の来館者数は40万人に届こうとしております。

また、図書館を利用する方の登録率も40%を超え、26市においてもトップクラスとなり、様々な年齢層から親しまれる施設へと歩みを進めております。

本年度の市政施行70周年の節目に当たりましては、全国の図書館における最大級のイベントである「図書館総合展」の「地域フォーラム」が、本年5月に本市において開催される運びとなりました。このことは、アキシマエンシスの魅力を全国に発信する好機であると捉えております。また、郷土資料関連では、昭島市デジタルアーカイブ「あきしま 水と記憶の物語」の中に、新しいコンテンツとして「写真でたどる あきしまメモリーズ」を公開するほか、これまでの歩みに関する特別展示や講演会の開催により、本市への愛着をさらに深めていただけるよう取り組んでまいります。

公明党昭島市議団 渡辺純也 議員代表質問

1 令和6年度施政方針について【生涯学習部】

- (2) 令和6年度予算案における主な施策の取り組みについて
エ「文化芸術、スポーツの振興を図るまち」について

2 令和6年度教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 「学校教育について」
- (2) 「生涯学習について」

【市長】

続きまして、「文化芸術、スポーツの振興を図るまち」について2点御質問をいただきました。

まず、「子ども国際交流音楽祭」についてであります。

本事業は、奥多摩町、檜原村、羽村市が共同で行っている事業であり、メインコンサートは羽村市で開催され、このほかの参加各自治体においては、ウィーンの音楽家から指導をいただいた子ども達の合唱と音楽家たちの演奏で構成される「交流コンサート」が開催されております。

本市においても令和6年度から参画し、継続的に実施してまいりたいと考えております。なお、本年度は、市制施行70周年記念事業の一環として、令和7年2月にFOSTERホールにおいてコンサートの開催を予定しております。

次に、新たな運動施設の整備、今ある施設の改修や複合化などの検討についてであります。

現在、施設の劣化が著しい総合スポーツセンターについては、市民の皆様に快適かつ安心して利用していただくために、現施設の当分の間の利用を見据え、外壁並びに屋根部分等の改修工事を実施いたします。これと並行して、総合スポーツセンターを含めた昭和公園運動施設の今後の在り方や拝島公園プール跡地、残堀川調節池を活用した新たな運動施設の整備など、市域の運動施設の再編について、財源の確保や効率的な施設の運営手法も含めた検討を進めてまいります。

令和6年度は、将来を見据えた運動施設の整備・運営等に係る様々な課題に対応するための組織的な対応を図るとともに、本市におけるスポーツ施策の一層の充実に向け、検討を深めてまいります。

【教育長】

渡辺純也議員の代表質問のうち、大綱2点目の「令和6年度教育施策推進の基本的考え方について」御答弁を申し上げます。

初めに、「学校教育について」の1点目、「いじめや不登校の問題に関する市の考え方」についてあります。

いじめは、けっして許される行為ではありません。

しかし、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであります。こうした共通認識に立って、学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が緊密に連携し、組織的、かつ継続的に、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組むことが、大変重要であります。

いじめは、児童・生徒の人権を著しく侵害するのみならず、心身の健全な成長や、人格の形成に重大な影響を及ぼし、ひいては生命、身体に重大な危険を生じさせることにも繋がりかねません。

市は、昨年公表した「昭島市いじめ問題調査委員会調査報告書」に示された提言を真摯に受け止め、いじめの未然防止等を更に実効性のあるものといたすべく、市及び学校における、いじめ防止等体制の強化を図りました。

具体的には、法が定めるいじめの定義の理解と対応の徹底を図ること、学校いじめ対策委員会の機能を十分に働かせること、法に基づく、いじめ問題調査の適切な実施を徹底すること、多職種の専門家も関わり児童・生徒の悩みの早期解消を図ることなどであります。

これらの取組を徹底し、関係者間における情報共有を踏まえ、連携した対応を図ることで、子どもたちが、いじめ被害による心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を受けることのないよう、しっかりと取組を進めてまいります。

また、不登校につきまして、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの健やかな成長と学びを保障するためには、不登校が生じない楽しい学級・学校づくりや、一人一人の状況に応じた適切な支援と学びの場の提供が重要であります。

学校では、児童・生徒が自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりと、互いが認め合える場や機会を設定して、関わりを広げるきずなづくりを大切に、不登校の未然防止に取り組んでおります。

さらに、児童・生徒が学校への行きづらさを感じた場合には、きめ細かい連絡や個別の対応、専門家や教育支援室との連携などにより、学校との関わりを繋ぎつつ、児童・生徒の心情に配慮した丁寧な支援を行っております。

今後におきましても、児童・生徒が安心できる場所で効果的な支援が受けられるよう、東京都の事業も活用しながら支援の場や機会を広げ、児童・生徒に寄り添つ

た、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、2点目の「教員の負担軽減についての市の基本的な考え方」についてであります。

未来を担う子どもたちに質の高い学びを実現し、心豊かで確かな力を身に付けられるようしていくためには、教員の働き方改革を推進し、教員が誇りとやりがいをもって、生き生きと働き続けられる環境を整備することが大変重要であります。

本市におきましても、令和5年8月に国が示した「教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策」の提言や、東京都教育委員会が策定する「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、国や東京都の事業も活用しながら、学校及び教員が担う業務の適正化や外部人材の活用、人員体制の強化や校務改善による負担軽減など、教員が働きやすい環境の整備、そして働き方改革を一層推進してまいります。

次に、「生涯学習について」であります。

初めに、「アキシマエンシス市民図書館が、相互利用協定を結んでいる市について」であります。

現在、本市が相互利用協定を締結しておりますのは、立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市の4市であります。

次に、「今後、協定先を拡充する予定はあるかについて」であります。

自治体間における図書館の相互利用は、それぞれの市民にとって利便性の向上に資するものであり、既に協定を締結している4市におきましても、一定の成果を見てきたところであります。

今後におきましても、市民ニーズを的確に捉える中で、相互利用拡充の必要性について、検討してまいります。

日本共産党昭島市議団 佐藤文子 議員 代表質問

7 学校給食無償化について【学校教育部】

- (1) 東京都が小中学校給食無償化の半額を支援するとして、昭島市でも新年度から小中学校の給食無償化に取り組むことを評価する。学校給食無償化の意義について、見解は。
- (2) 無償化は、経済的子育て支援だけでなく、家庭の経済状況で生まれる差別や偏見などの問題も解消することについて、見解は。子どもたちや保護者の意見を聞くべき。
- (3) 具体的な進め方は。食物アレルギーや宗教上の理由、長期欠席で給食を食べられない場合、国立や私立の学校に通う児童生徒への対応は。
- (4) 無償化の取り組みは単年度で終わることなく、市の重要施策として未来にわたり継続していくべきものと考える。見解は。

11 未来を拓く教育行政【学校教育部】

- (1) 2017年、市内中学校で生徒が自殺したことをめぐり「昭島市いじめ問題調査委員会」による調査報告書が公表され、「いじめによる自死」と認定された。学校と市教委が法に基づく調査に移行しなかったことや非民主的な学校運営の状況が指摘されている。いまだ、市教育委員会からの具体的な言及の場がない。どのように捉えているのか。
- (2) 市内小中学校で、過労死ラインを超える働き方の教職員が存在し、精神疾患による休職者が倍増している。長時間労働の解消には、教職員の増員以外にない。教員の授業持ち時間数や欠員・未配置の実態をどのように捉えているか。
- (3) 労働安全衛生管理規程が整備されたが、どのように機能しているのか。

13 気候危機、環境、防災対策について【学校教育部】

- (4) 建築物の省エネ対策は気候危機への対応の一つとして重要になっている。また、災害関連死を防ぐためにも避難所環境の整備は必要。災害時、避難所ともなる学校体育館の断熱化は、目標をもって早急に実施すべきではないか。
- (5) 断水した際の生活用水の確保など、災害時における重要な施設として学校プールの役割が改めて注目されている。猛暑等の抜本的対策を含め、修繕や維持管理の計画をもつべき。見解は。

【市長】

続きまして学校給食無償化について4点にわたり御質問をいただきました。

なお、私からは、1点目と4点目にお答えし、他の御質問につきましては、後ほど教育長より御答弁申し上げます。

初めに、学校給食無償化の意義についてであります。

物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の経済的負担を軽減することは、子育てを経済的側面からサポートしていく上で、効果的な支援策であると考えております。

次に、学校給食無償化の継続についてであります。

学校給食費の無償化につきましては、国の動きがある中で、今般、東京都による補助制度の創設を受け決断したものであります。

無償化の継続に当たりましては、東京都市長会を通じて、東京都の補助制度の継続を要望していくとともに、国の動向にも注視しながら、将来にわたる財源を見通す中で、慎重に判断してまいります。

次に、避難所となる学校体育館の断熱化についてであります。

学校の校舎、体育館などの建物につきましては、現在、耐力度調査を実施しており、この結果を受けたあと、小中学校建物の個別施設計画を更新することとしております。これに合わせて、学校体育館の断熱化の在り方について、検討をしてまいります。

次に、災害時における学校プールの役割を踏まえた修繕や維持管理等についてであります。

学校プールの修繕や維持管理につきましては、今後のプール授業の在り方や、避難所としての機能を十分に踏まえて、検討してまいります。

【教育長】

佐藤文子議員の代表質問のうち、教育施策推進の基本的考え方に関する御質問に御答弁申し上げます。

初めに、大綱7の「学校給食費無償化について」の2点目、「無償化の実施により、家庭状況による差別や偏見などの問題も解消することへの見解、及び子どもたちや保護者の意見を聞くべき」についてであります。

本市におきましては、保護者が納入する学校給食費は口座振替としており、学校給食費に関しての差別や偏見は、ないものと捉えております。

また、子どもや保護者の意見を聞くことにつきましては、日頃の学校給食運営の中で様々な声、御意見を伺っておりますので、改めて聞く考えはございません。

次に、3点目の「具体的な進め方、及び食物アレルギーなど給食を食べられない場合や、国立、私立学校に通う児童・生徒への対応は」についてであります。

無償化の具体的な進め方につきましては、学校給食費会計を一般会計に組み込むことを始め、保護者への周知、補助申請等の事務手続きに遺漏のないよう進める予定であります。

次に、食物アレルギーなどで給食を食べられない場合についてでありますが、本市が実施するアレルギー対応給食を選択してもなお、給食の全てを喫食できず、自宅から弁当を持参する場合の負担の在り方につきましては、今後の検討課題としております。

また、国立や私立の学校に通う児童・生徒への対応につきましては、都立学校を含め学校設置者において実施すべきものと考えます。

次に、大綱11の「未来を拓く教育行政」についてであります。

初めに、「昭島市いじめ問題調査委員会による調査報告書をどのように捉えているか」についてであります。

昨年公表した「いじめ問題調査委員会による調査報告書」の指摘にございますとおり、いじめ防止等対策に関する学校体制と学校運営に問題があり、学校いじめ対策委員会が十分に機能していなかったこと、事案発生後に、法に基づく調査への移行の判断が、適切に行われなかつたことが重大な課題であると受け止めております。

再発防止のため、今年1月に学校いじめ対策の日を設け、学校いじめ対策委員会の機能強化や教員の対応力向上、多職種の専門家との連携の強化、風通しの良い教職員の関係構築など、いじめ対応を確実に実施するためのポイントを教育委員会と学校とで確認し、適切な対応の強化を図っております。

教育委員会におきましても、いじめに関する誤った対応を繰り返さないという信念のもと、いじめ防止対策推進法及び、令和3年3月に制定した「昭島市いじめ問題の調査に関する条例」に基づき、いじめ問題に厳格に対応してまいります。

次に、「教員の授業持ち時間数や欠員・未配置の実態について」についてであります。

教員が自らの仕事にやりがいと誇りをもち、児童・生徒に質の高い教育を行うためには、教員一人当たりの授業時間数を軽減することや、欠員・未配置の状態が生じることのないよう、必要な教員数を確保することが重要であります。

しかしながら、本市におきましても、東京都全体の教員不足により、年度当初から小学校において、1名の欠員が生じており、都に対して早期の配置を要請してま

いりましたが、絶対数が不足する中での配置は困難とされ、欠員状態が続いている現状があります。

そのため、教員の校務軽減を図る講師の任用や、都の社会の力活用事業による特別非常勤講師を任用し、教員の負担軽減に取り組むとともに、市の公式ホームページやLINEに募集記事を掲載するなど、教員の人財確保に努めております。

次に、「労働安全衛生管理規定の機能」についてであります。

教育委員会及び学校では、令和3年3月に策定した「昭島市立学校職員労働安全衛生管理規程」により、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することとしております。

この規程に基づき、学校総括衛生推進会議を定期的に開催し、労働安全衛生の管理体制に関する理解を深めることや、勤務時間の適切な把握、それを踏まえた面接を実施し、学校の状況を確認するほか、各校が取り組む好事例を共有し、生かすなど、労働環境改善への取組を鋭意進めております。

今後におきましても、教職員が自己の健康に十分配意し、教育活動に専念できる良好な職場環境の整備を促進してまいります。

**都民ファーストの会・立憲民主党昭島市議団 八田一彦 議員
代表質問**

1 令和6年度施政方針について【生涯学習部】

(7) 文化芸術、スポーツの振興を図るまちについて

2 令和6年度教育施策推進の基本的考え方について【学校教育部】

(1) 学校教育について

- ア 教員の担い手不足と教育の質について
- イ スクールロイヤーの導入について
- ウ エデュケーション・アシスタント配置事業について
- エ 校内別室指導支援員配置事業について
- オ TOKYO GLOBAL GATEWAYについて
- カ 授業時間短縮について

(2) 学校給食費の無償化について

(3) 水泳指導民間活用事業について

(4) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

(5) スクールソーシャルワーカーについて

【市長】

続きまして細目7点目、文化芸術、スポーツの振興を図るまちについて御答弁申し上げます。

スポーツの振興を進めるための取組といったしましては、総合スポーツセンターをはじめ、テニスコート、陸上競技場など、老朽化した昭和公園運動施設の今後の在り方や残堀川調節池を活用した新たな運動施設の整備、拝島公園プール跡地の活用も含め、市域の運動施設の再編に係る様々な課題に対応するための組織的な対応を図るとともに、本市におけるスポーツ施策の一層の充実に向け、検討を深めてまいります。

【教育長】

八田一彦議員の代表質問のうち、大綱2点目の「令和6年度教育施策推進の基本的考え方」について、御答弁申し上げます。

初めに、「学校教育について」の1点目、「教員の担い手不足と教育の質について」であります。

子どもたちに質の高い教育を行うためには、教職の魅力を多くの人々に発信し、教育に対する強い使命感と意欲を持つ優れた人材を確保すること、そして、教員が心身の健康を保ちながら、誇りとやりがいをもって職務に従事できる、良好な職場環境を整備することが大変重要であります。

教員志望者数の増加に繋げる取組として、これまで東京都は、現職の教員が教職の魅力を伝えるため、教員採用PR冊子を発行し啓発に努めてきたほか、本市では、教職を目指す学生にスクールインターンシップや教育支援員などの機会を通じて、教職の魅力を感じてもらう取組を実施してまいりました。

また、採用後の教員の研修につきましては、1年次、2年次、3年次や、若手教員研修などを教育委員会が実施し、教員の育成、質の向上を図っております。

今後におきましても、こうした取組を丁寧に実施し、教員志望者の減少に歯止めをかけられるよう、東京都とも連携して対応してまいります。

次に、「スクールロイヤーの導入について」であります。

学校におけるいじめ防止などの諸課題に対し、法的な専門知識を活かして助言などを行う弁護士に業務を委託してまいります。この弁護士は、通常は弁護士事務所で勤務し、学校や教育委員会の求めに応じて、その時々に適した場所で指導・助言を行うほか、オンライン会議等による相談にも対応することとしております。また、教員に対し、いじめ問題などの理解や対応を深めるための研修会を実施する際、講師を務めることとしております。弁護士への相談は、学校の管理職からすることとし、平日の昼間の7時間程度を原則といたしますが、電子メールによる相談は24時間受付けることとしており、関係機関との連携につきましても、柔軟に対応することが可能であると考えております。

次に、「エデュケーション・アシstant配置事業について」であります。

本事業は、教員の負担を軽減し、授業の質の向上を図るため、小学校第1学年から第3学年までのいずれかの学年に、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員を、1校に1名配置するものであります。

職務内容は、連絡文書の作成や提出物の集約など、学年・学級経営に関わる業務全般の補助、子どもからの相談対応や見守り、学習・生活指導の補助などを行うこととしております。担任支援の役割を担う人材として、学校教育や児童理解に意欲のある人材を任用したいと考えております。

なお、大規模校であります拝島第一小と拝島第三小には、それぞれ2名の配置を予定しております。

次に、「校内別室指導支援員配置事業について」であります。

不登校及び不登校傾向にある児童・生徒一人一人に応じた学びの継続や、社会的

自立を促すため、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対し、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、支援員配置に係る費用は、都の補助制度を活用して実施する事業であります。

令和5年度におきましては、東京都の補助要件に該当し、本事業を希望した学校のうち、成隣小、清泉中、多摩辺中において実施しております。本年度におきましては、本事業を希望する学校のうち、新たに都補助により配置を決定した、富士見丘小と拝島第二小において実施し、不登校児童・生徒への対応の充実を図ってまいります。

次に、「TOKYO GLOBAL GATEWAYについて」であります。

本市においては、授業で習得した英語力を外国とほぼ同様の環境で活用し、児童・生徒が英語を話す楽しさや必要性を体験し、英語学習の意欲向上に繋がるよう、立川の施設開設時から活用しております。

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用を増やすことにつきましては、財源の確保や教育課程における授業時数の確保など、一定の課題があり、現時点では困難であると考えております。

次に、「授業時間短縮について」でありますが、現在、国が2027年に改定される見通しの次期学習指導要領への反映に向けて、横浜市などの先行事例を国が検証しております。実施の際には、各学校の実態に応じて、創意工夫し、裁量時間を効果的に活用できるよう、計画段階から指導してまいります。

次に、「水泳指導民間活用事業について」であります。

子ども、保護者からの評価であります。今年実施した2校のアンケート結果において、児童からは、授業が楽しく、技術も向上したとの回答が多くあり、保護者からも、来年度も民間プール施設の水泳指導を受けさせたいとの、好意的な回答が多数を占めています。また、教員からは、天候に左右されることなく安全、かつ予定通り実施できたことや、プール管理の面などで負担軽減が図られたとの回答を得ております。費用対効果につきましては、令和5年度の実績をもとに、今後、検証してまいりたいと考えております。

なお、学校からの移動につきましては、児童の安全確保や天候の影響を受けにくいことを考慮し、バスでの送迎としております。

次に、「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)について」であります。

学校運営協議会委員につきましては、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、校長、副校長及び教職員、学識経験者、関係行政機関の職員など、学校運営やその支援に関する協議にふさわしい方々を教育委員会が任命をしております。

この学校運営協議会は、学校運営や支援に関する方向性を協議する機関であり、それを実行する役割は P T A や放課後子ども教室、地域の団体など様々な機関の方々に委ねており、それぞれに活動の負担が偏ることのないよう促しております。

次に、「スクールソーシャルワーカーについて」であります。

複雑化・多様化する課題への対応や、相談件数の増加などから、より迅速で丁寧な相談体制を構築するため、これまでと同様の会計年度任用職員 1 名を増員してまいります。

みらいネットワーク 青山秀雄議員代表質問

2 2024年度教育施策推進の基本的考え方を問う【学校教育部】【生涯学習部】

- (1) 学校教育について問う
- (2) 生涯学習について問う

【市長】

次に、学校給食費の無償化についてであります。

学校給食費の無償化につきましては、国の動きがある中で、今般、東京都による補助制度の創設を受け決断したものであります。無償化の継続に当たりましては、東京都市長会を通じて、東京都の補助制度の継続を要望してまいります。

次に、陸上の公式競技のできる施設整備についてであります。

陸上競技場をはじめとした昭和公園運動施設は、最寄りの駅から近く利便性の高い立地にありますことから、その有効活用について、残堀川調節池を活用した新たな運動施設の整備、拝島公園プール跡地の活用など、市域の運動施設の再編と併せ、財源の確保や効率的な施設の運営手法も含めた検討を進めてまいります。

令和6年度は、将来を見据えた運動施設の整備・運営等に係る様々な課題に対応するための組織的な対応を図るとともに、本市におけるスポーツ施策の一層の充実に向け、検討を深めてまいります。

【教育長】

青山秀雄議員の代表質問のうち、「2024年度 教育施策推進の基本的考え方を問う」について御答弁申し上げます。

初めに、「学校教育について問う」のうち「教員の人権保障」についてであります。

教材研究や行事の企画運営、保護者や地域への対応など、教員の業務は多岐にわたり、長時間勤務になりがちであり、教員の在校時間の短縮をはじめ、休職者を出さないための職場環境の改善が大変重要であると考えております。

こうした中、中央教育審議会において、教員の給与の在り方を含む処遇改善に関する議論が始まり、一定の方向性が示される予定となっております。

今後も国の動向に注視するとともに、本市におきましても長時間勤務の改善・解消に向けて、教員の働き方

改革を一層推進してまいります。

次に、教職員不足、志願者不足の改善策についてであります。

教員不足が深刻な課題となっておりますが、その背景には、団塊世代の大量退職や、教員志望者の減少、学校職場に対する負のイメージ、育休取得の定着化などがあると言われております。

そうした中で、教員の志望者不足につきましては、教職の魅力を多くの人々に発信し、教育に対する強い使命感と意欲をもつ優れた人材の確保に繋げてまいりたいと考えております。

また、教育活動の精選、外部人材の活用、校務支援システムによる校務改善、相談しやすい職場づくりなど、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備を推進し、教員志望者の増加に繋げてまいりたいと考えております。

次に、生徒の自殺に関する原因究明と再発防止の周知徹底についてであります。

昨年公表した「いじめ問題調査委員会による調査報告書」の指摘にあるとおり、いじめの防止等対策に関する学校体制と学校運営に問題があり、学校いじめ対策委員会が十分に機能していなかったこと、事案発生後に、法に基づく調査への移行の判断が、適切に行われなかつたことが重大な課題であると受け止めております。

再発防止に向けましては、今年1月に学校いじめ対策の日を設け、学校いじめ対策委員会の機能強化や教員の対応力向上、多職種の専門家との連携の強化、風通しの良い教職員の関係構築など、いじめ対応を確実に実施するためのポイントを教育委員会と学校とで確認し、適切な対応の強化を図っております。

教育委員会におきましても、いじめに関する誤った対応を繰り返さないという信念のもと、いじめ防止対策推進法及び、令和3年3月に制定した「昭島市いじめ問題の調査に関する条例」に基づき、いじめ問題に厳格に対応してまいります。

次に、「学校法律相談等業務委託事業」についてであります。

学校におけるいじめ防止などの諸課題に対し、法的な専門知識を活かして助言などをを行う弁護士に業務を委託してまいります。この弁護士は、通常は弁護士事務所で勤務し、学校や教育委員会の求めに応じて、その時々に適した場所で指導・助言を行うほか、オンライン会議等による相談にも対応することとしております。

また、教員に対し、いじめ問題などの理解や対応を深めるための研修会を実施する際、講師を務めることとしております。弁護士への相談は、学校の管理職からすることとし、平日の昼間の7時間程度を原則といたしますが、電子メールによる相談は24時間受付けることとしており、関係機関との連携につきましても、柔軟に対応することが可能であると考えております。

校長、保護者、教職員にも助言指導できる、第三者による教育相談室の設置につきましては、本年度からスクールロイヤーを導入するとともに、東京都より発出される児童・生徒、保護者対象の各種相談窓口の案内を学期ごとに、学校を通じて周

知するとともに、児童・生徒が活用している一人1台のタブレット端末からも相談窓口にアクセスし相談できるよう、環境を整えております。また、教員につきましても、東京都が教職員専用の相談窓口を開設しており、電話等による相談も可能であることから、第三者による教育相談室の設置につきましては、引き続き、検討課題としてまいります。

林　まい子　議員一般質問

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実について【学校教育部】

(1) 具体策について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実についての具体策についてご回答申し上げます。

はじめに、小中学校の授業を5分短縮して生み出される85時間の弾力的運用による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実についてであります。

文部科学省は、小中学校の授業時間を見直し、学校の裁量を拡大する方向で、次期学習指導要領への反映に向けて検討を始めております。

この見直しで生み出される85時間については、各学校がそれぞれの実情に応じて弾力的に運用できるとされております。現在、「授業時数特例校制度」などを活用し、複数の自治体がこの取組を先行実施しております。

具体的には、児童・生徒がその日の授業内容を深めるための学習や、自主的な探究活動に充てられる「スキルタイム」としての活用、また、各教科の授業時数の一部を総合的な学習の時間に上乗せして、午前は教科を中心とした授業、午後は子ども主体の探究的な学びを行う自治体などの取組がございます。

文部科学省が検討している制度改革で生み出される時間の弾力的な運用につきましては、今後の国の動向を注視するとともに、先行事例の取組やその効果も調査し、各学校の実情に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点を踏まえた時間として活用し、多様な子どもたちの学びの充実につながるよう創意工夫してまいりたいと考えております。

次に、「児童・生徒が学んで楽しい、先生が教えて楽しいと実感できる、楽しい学校づくり」の現状についてであります。

各学校とも「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、子どもたち主体の学びを工夫して、知識・技能や、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力を育成するための授業改善を進めております。

その一例といたしましては、「個別最適な学び」では、ICTを日常的に活用し、児童・生徒が自分に合った課題に取り組んでいるほか、自ら課題を選択し、図書資料やインターネットを活用するなど調べ方を工夫したり、手書きやICTの文書作成機能を活用するなど表し方を工夫したりして、自己決定する場面を増やし、探究的な学習に取り組んでおります。

また、「協働的な学び」では、クラスの考えを瞬時に共有できるアンケート機能

を使った活動や、複数の児童・生徒が付箋やシートに意見を書き込み、共有する活動を行うなど、タブレット端末を効果的に活用し、「他者と考えを話し合う活動」や「共通する課題の解決に一緒に取り組み、自分の考えを表現する活動」などを実施しております。

さらに、「自由進度学習」や「プロジェクト学習」をはじめ、学習の進め方を児童・生徒自身で選択・決定するチャレンジ学習も実施しております。

今年度実施した児童・生徒、保護者アンケートにおいても、「授業が分かりやすい」との回答が、小学生94%、中学生86%、「楽しく学校生活を過ごしている」との回答が小学生、中学生ともに92%と肯定的な回答を多く得ております。各学校の取組により、学習での「分かった」「できた」という実感が自己肯定感や自己有用感を高め、「楽しい学校づくり」への成果につながっていると捉えています。

課題といったしましては、児童・生徒の特性や学習進度等に応じた指導方法や教材をさらに柔軟に工夫・提供すること、ICTを積極的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する教員の指導力向上を図ること、児童・生徒理解や教材研究の時間を生み出すことなどが挙げられます。

教育委員会の具体策といったしまして、児童・生徒が「わかった」「できた」と実感し自信を深め、学習に向かうことが楽しいと実感できるよう、授業力向上アドバイザー事業や校内研究で「個別最適な学び」と「協働的な学び」を視点に授業改善を一層推進し、その好事例から指導技術を学ぶこと。市の研究指定校や本年度作成している昭島市ICT実践事例集を基に、ICTを活用した子どもたち主体の効果的な学びを広げること。また、教員が授業改善などに向き合う時間を確保するために、教員の働き方改革を更に推進してまいりたいと考えております。

永井 みつる 議員 一般質問

1 給食費無償化の恒久的な実施について【学校教育部】

(1) 東京都からの補助金が令和6年度限定の場合

2 全国学力・学習状況調査について【学校教育部】

(1) 学校の取り組み

(2) 「授業力向上アドバイザー事業」の成果と課題

(3) 「土曜日・放課後補習」の利用状況および成果と課題

3 部活動の地域移行について【学校教育部】

(1) 検討委員会の開催状況および成果と課題

(2) 「部活動の外部指導員」の人数と予算、今後の方向性

【市長】

日本の将来を担う子どもたちの健やかなる成長は、全ての人々の共通の願いであり、社会全体で支えることが重要であります。

折からの物価高騰が子育て世帯に重くのしかかり、国は、地方創生臨時交付金を活用して、学校給食費にかかる子育て世帯の負担を軽減するよう自治体に促すとともに、「こども未来戦略方針」の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて検討を始めておるところであります。

こうした中、東京都は、国の方策が講じられるまでの間、都内の区市町村が行う学校給食費保護者負担の軽減策に対し、令和6年度において、その2分の1を補助すると発表しました。

これを受け、本市といたしましては、学校給食費の無償化について、あらゆる角度から研究・検討し、熟慮に熟慮を重ねて決断をしたところであります。

令和7年度以降の学校給食費無償化の継続につきましては、東京都市長会を通じて、都に補助の継続を要望していくとともに、国の動向にも注視しながら、将来にわたる財源を見通す中で、慎重に判断してまいりたいというふうに思っています。

【学校教育部長】

ご質問の2点目、「全国学力・学習状況調査について」ご答弁申し上げます。

はじめに、「学校の取り組み」の「各学校における現状の学力分析と共有について」であります。

各学校では、全国や都の平均正答率との乖離が大きい項目や、正答率が特に低い

項目を抽出し、調査分析を踏まえた授業改善のポイントを学年・教科ごとに整理した、「授業改善推進プラン」を作成しております。また、国語、算数・数学につきましては、「授業改善推進中期プラン」を作成し、校内で共有するとともに、教員の授業力向上の手立てとしております。

次に、「授業力向上アドバイザー事業の実施状況」についてあります。

教員の授業力向上に資する取組の一つである「授業力向上アドバイザー事業」は、実施校において、アドバイザーである教育系大学の教授等が授業力向上を図るために講義を行い、通常の学級においては、全教員の授業観察を、特別支援学級においては、代表教員の授業観察を実施し、教員それぞれの振り返りを踏まえた指導助言がなされております。また、特別支援教室においては、対応に苦慮している児童・生徒の実態把握と手立ての検討、及び授業実践に関する指導助言がなされております。

さらに、12月には、実施校の成果と課題を市内全校で生かすため、「授業力向上アドバイザー事業発表会」を実施し、全教員の授業改善の意識と手立ての向上を図っております。

本事業の成果といたしましては、実施校の教員は、講師からの指導助言を直接受けることで、課題が明確になり、具体的な授業改善が図られたことや、実施校以外の教員においては、実施校との情報共有を図る中で、授業改善に繋げるポイントとして、個別最適な学びと協働的な学びを充実させること、児童・生徒の振り返りの工夫・充実を図ることの大切さが明確になり、全教員の意識向上が図られたことが挙げられます。

課題といたしましては、実施校の取組の成果を実施校以外の学校でも校内研修に生かし、授業改善に確実に繋げることと、授業力向上アドバイザー事業の効果検証をさらに進めていくことが挙げられます。

次に、「土曜日・放課後補習の利用状況」についてあります。

土曜日補習につきましては、1月現在、小学校では8回程度実施し、延べ2,245名が利用しております。また、中学校では4回程度実施し、延べ436名が利用しております。

指導課が運営した土曜日補習の英語検定対策につきましては、5級から準2級までの対策を行い、1次試験対策を2回、2次試験対策を2回の合計4回実施し、延べ197名の中学生が参加いたしました。

次に、放課後補習につきましては、1月現在、小学校では7回程度実施し、延べ837名が利用しております。また、中学校では4回程度実施し、延べ100名が利用しております。このほか、中学校においては、定期考查前や長期休業中などに、教科

担当教員が補習教室を実施しております。

土曜日補習の成果につきましては、継続指導による学習の定着が見られること、課題としては、教員が補習を促している児童・生徒の参加が少ないとこと、個別のニーズに応えるための、教材準備に多くの時間がかかることなどが挙げられます。

指導課が運営している土曜補習の英語検定対策の成果につきましては、上位級の検定を受験する生徒が増加傾向にあること、課題としては、参加者が集中する回があり、受講が難しい状況がみられたことが挙げられます。

放課後補習の成果につきましては、個に応じた対応で学習の定着が見られること、課題としては、受講者の多様なニーズに応えるための指導員の確保が挙げられます。

次に、ご質問の3点目「部活動の地域移行について」であります。

はじめに検討委員会の開催状況につきましては、本年度、「中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討委員会」を立ち上げ、これまでに2回、7月と10月に委員会を開催し、3月に第3回の委員会を開催する準備を進めております。

この検討委員会における成果につきましては、中学校部活動の地域移行・地域連携に関する国及び東京都教育委員会の考え方を基に、本市の取組に対する考え方を共有できしたこと、市の「部活動の在り方に関する方針」を策定したこと、地域人材の情報を共有できることができたことが挙げられます。また、部活動指導員及び部活動指導補助員の配置について、教員と生徒に実施したアンケート調査の結果から、生徒の技術力の向上や教員の働き方改革の両面から効果を確認できたことが挙げられます。

課題につきましては、児童・生徒や保護者の部活動へのニーズと教員の部活動への意向を的確に捉えて推進していく必要があることなどが挙げられます。

次に、部活動指導員の現状の人数と予算についてであります。

令和5年度の部活動指導員の人数は14人で予算は5,568,000円となっております。

今後の方向性につきましては、令和6年度において、小学校第6学年と中学校第1学年の児童・生徒及びその保護者、並びに、中学校の全教員を対象に、部活動の地域移行に向けた意向調査を実施いたします。

この結果を踏まえ、中学生が自ら興味のあるスポーツや文化芸術に親しみ、その技術力の向上などを図るとともに、教員の業務負担軽減にも資するよう、生徒・教員の意向をよく踏まえた上で、部活動の地域連携・地域移行を段階的に進めてまいります。

大野ふびと議員一般質問

3 子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う【学校教育部】

(1) 生徒の意見を踏まえた校則の見直しについて

4 市民のいのちとくらしを守る防災対策について問う【学校教育部】

(1) 小中学校の体育館の断熱化について

(2) 地域防災計画における語法について

【学校教育部長】

ご質問の3点目「子どもたちを権利の主体として尊重する教育行政を問う」の「生徒の意見を踏まえた校則の見直しについて」ご答弁申し上げます。

学校における校則は、学校が教育目的を達成していく過程において、児童・生徒が順守すべき学習上、生活上の規律として、校長の権限により、学校ごとに定められています。

校則の内容は、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて、適時適切に見直す必要があります。

また、その検討に際しましては、生徒の声、保護者の意見も伺いながら、生徒たちの校則に対する理解を深めるとともに、主体性を培う機会として捉えつつ見直しを図るよう、学校に指導・助言を行っております。

今回の制服の着用や上履きと体育館履きの一本化につきましては、校則では、制服の着用について、登下校時や、朝礼、儀式等の改まった場では、必ず制服を着用すること。と定めており、運用として制服の着用場面のルールを校則通りに徹底したものと理解しております。また、上履きと体育館履きについては、校則には具体的な定めがなく、運用としてルールの見直しを図ったものと理解しております。

この背景には、入学時に制服を用意したにも関わらず使用頻度が少なく、「もったいない」としたご意見や、体育館履きの値上がりに対処してほしいとした保護者の声が、以前から学校に届いていたことがあります。

今般の運用ルールの見直しにあたりましては、学校の管理職と生活指導部の教員が中心となって、制服や上履きの目的、それに沿った着用の時期、及びその費用対効果などの検討を昨年9月から行い、その結果に基づき生活指導部として方向性を決定し、管理職に提案がなされたものであります。

管理職はその提案を許諾し、11月中旬に生徒の保護者からなるPTA本部役員に、制服の着用や上履きと体育館履きを一本化するとした運用ルールの見直しについて

説明し、意見を伺った中で、令和6年4月からの実施を校長が決定したものであります。

この結果につきましては、昨年11月30日付けで、学校から保護者の皆様に対し文書をもって周知するとともに、新入生保護者説明会においても同様に周知をしたところであります。

また、生徒への説明も丁寧に行い、見直しの意義への理解を促すとともに、混乱なく円滑に移行できるよう、現在は、4月の実施に向けた移行期間としております。

今般の運用ルールの見直しに関し保護者からは、上履きと体育館履きの一本化は、経済的な面でありがたいとの意見が複数ある一方で、夏服を用意していないので困るとした声が1件届いていること、また、学校からは、体育着での登下校のほうが楽なので、制服への変更を面倒くさがる生徒が一部存在するとした見方が伝えられております。

次に、校則の見直しは生徒の意見をしっかりと聞き行うべきについてであります。校則の見直しにつきましては、「子どもたちは、あらゆる場面で権利の主体として尊重される必要がある」ことを基本に、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえて、生徒の意見もよく聞きながら適切な見直しが図られるよう、引き続き学校に周知してまいります。

ご質問の4点目「市民のいのちとくらしを守る防災対策について問う」についてのうち、1点目の「小中学校の体育館の断熱化について」ご答弁申し上げます。

本市では、児童・生徒にとって安全で安心な環境を確保するとともに、災害発生時における避難所としての機能を向上させるため、令和元年度から令和3年度までの3か年をかけ、他市に先駆けて市内すべての公立小・中学校の体育館に空調設備を設置いたしました。

この空調設備の設置については、財源の確保や短期間で実施するための工期の関係などから、断熱化は未実施となっております。

学校体育館の断熱化は、空調設備を効率化することによる環境負荷の低減や、避難所としての更なる機能向上の観点から、その有用性は認識しております。

現在、学校の校舎、体育館などの建物につきましては、耐力度調査を実施しており、この結果を受けたあと、小中学校建物の個別施設計画を更新することとしております。これに合わせて、学校体育館の断熱化の在り方についても、検討してまいります。

美 座 たかあき 議 員 一般質問

1 スポーツ・レクリエーション施設の充実について【生涯学習部】

- (1) ランニングステーション設置の提案
- (2) 昭和公園陸上競技場のナイター利用について
- (3) 宮沢広場の遊具のメンテナンスについて

【生涯学習部長】

ご質問の1点目、「スポーツ・レクリエーション施設の充実について」ご答弁申し上げます。初めに「ランニングステーション設置の提案」についてあります。

多摩川の堤防上には、舗装されたサイクリングロードがあり、多くの市民の方がランニングや、サイクリングを楽しんでいます。

ランニングステーションは、ランニングコースの近くで、更衣室、ロッカー及びシャワールームなどを設置したランニングの拠点にできる施設であり、ご質問にありますように、ランナーだけではなく大神公園やくじら運動公園を利用する方などにとっても有益な施設と考えます。

しかしながら、多摩川河川敷における堤防は、洪水などの災害から河川周辺に住む人々や土地を守る重要な治水施設であり、災害を防ぐだけではなく、緊急時には作業車両等の輸送路としての役割もございます。また、台風や豪雨が予想される際には、基本的に工作物の早急な撤去の条件が示されていることや、昨今の異常気象での局地的な豪雨による堤防決壊などで災害が発生していることから、国土交通省といたしましても、堤防における工作物設置に関しては堤防断面への影響等、大変慎重になっており、設置には困難性がございます。

また、市民プールのランニングステーションへの転用につきましては、今後、他の運動施設も含め市域の運動施設のあり方を総合的に検討する過程において、課題として研究してまいります。

次に「昭和公園陸上競技場のナイター利用について」であります。

昨今の、地球沸騰といわれるような夏季期間の猛暑は、スポーツをする環境として望ましい状況ではなく、気温が下がった夕方以降にスポーツをすることは、熱中症対策として、有効であると考えます。

現在、昭和中学校、つつじが丘小学校、旧拝島第4小学校の3カ所において夜間照明設備を設置しており、多くのご利用をいただいております。

昭和公園陸上競技場におきましては、夜間照明設備はあるものの、スポーツ施設として照度が不足していることから、夜間利用ができない状況でございます。

ご質問の、陸上競技場のナイター利用につきましては、夜間照明による近隣への影響や騒音なども含め、市域の運動施設のあり方を検討する過程において総合的に検討してまいります。

大島ひろし議員一般質問

2 未来を担う子どもたちが育つまち【学校教育部】

- (3) デジタル教科書の現状と今後について
- (4) タブレット端末の利用状況は
- (5) 学力向上について
- (6) 不登校対策について

【学校教育部長】

ご質問の2点目「未来を担う子どもたちが育つまち」についてのうち、3点目の「デジタル教科書の現状と今後について」ご回答弁申し上げます。

はじめに、デジタル教科書の現状についてであります。教師が使用するデジタル教科書につきましては、小学校では、国語、算数、理科、社会、及び5・6年の外国語の5教科、中学校では、国語、数学、理科、地理・歴史・公民、英語の5教科で使用しております。

その使用率につきましては、小学校では、国語や算数・外国語、中学校では、英語の使用率が高くなっています。

また、児童・生徒が使用するデジタル教科書につきましては、文部科学省の検証事業により、外国語・英語は市内すべての小・中学校で、算数・数学は、小学校7校、中学校3校で使用しております。

今後の方向性でありますが、デジタル教科書を活用することで、外国語・英語では、教科書や、単語の発音を何度も確認することができ、算数・数学では、立体图形を自由に回転させ、奥行きを視覚的に捉えられるなど、自らの進度や関心に応じた使い方が可能であります。このように、デジタル教科書の活用は「個別最適な学び」を進める一手段として効果的であることを、各学校に指導・助言し、今後の教科書のデジタル化に備えてまいります。

次に、4点目の「タブレット端末の利用状況は」についてであります。

現在、授業においては、国語の聞き取りメモや外国語・英語のプレゼンテーション作成、理科の実験結果の分析と考察など、文字入力による考え方の整理やインターネットによる調べ学習などに活用しております。

また、算数・数学の平面図形や空間図形の把握に役立てるほか、録画した体育実技の振り返りや、音楽の曲づくりにも活用するなど、様々な教科で効果的に活用しております。

そのほか、タブレット端末に意見を入力し交流を行うことで、発言が苦手な児童・生徒も、自らの思いを伝えることができるよう活用しております。

タブレット端末の各学校における今年1月の平均利用率は、小学校では、約50%、中学校では、約55%となっております。

次に、5点目の「学力の向上について」の「東京都エデュケーション・アシスタント配置支援事業の内容について」であります。

教員の負担を軽減し、授業の質の向上を図るため、市内小学校第1学年から第3学年までのいずれかの学年に、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員を、1校に1名配置するものであります。

職務内容は、連絡文書の作成や提出物の集約など、学年・学級経営に関わる業務全般の補助、子どもからの相談対応や見守り、学習・生活指導の補助などを行うこととしております。担任支援の役割を担う人材として、学校教育や児童理解に意欲のある人材を任用したいと考えております。

なお、大規模校である拝島第一小と拝島第三小には、それぞれ2名の配置を予定しております。

今後も、このような人材支援事業を有効活用し、児童に対する教育活動の充実と、教員の負担軽減に努めてまいります。

次に、6点目の「不登校対策について」であります。

初めに、「本市のスクールソーシャルワーカーの配置状況について」でありますが、現在、3名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。その経歴といったしましては、教員や学童クラブ職員の経験をお持ちの方々で、現在、本市だけではなく他市も含めた複数地区において勤務をされております。

また、スクールソーシャルワーカーが対応した成功事例でありますが、不登校生徒の保護者が、日本語によるコミュニケーションをとることが難しく、サービスを提供する公共機関と繋がることができていないご家庭への対応が、一例として挙げられます。

この事例の対応内容と成果につきましては、スクールソーシャルワーカーを中心とした関係者の情報共有と解決に向けた検討会議を実施し、スクールソーシャルワーカーが生活面などのサポートを行い、学校・担任とスクールカウンセラーが心理面や進路へのサポートを行うなど、関係者がチームとしてそれぞれの専門性を生かした役割分担を行い、ご家庭の安定した生活の構築に繋げるとともに、生徒の進路を円滑に決定することができました。

今後におきましては、複雑化・多様化する課題への対応や、相談件数の増加などから、より迅速で丁寧な相談体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーを、会計年度任用職員により1名増員してまいりたいと考えております。

ひえの たかゆき 議員 一般質問

1 多様な学びを認め尊重し合えるまち昭島へ【学校教育部】

(1) 不登校生徒の居場所について

(2) インクルーシブ教育の実現に向けて

2 コミュニティがひろがり安全に過ごせるまち昭島へ【学校教育部】

(1) 登下校の見守りについて

【学校教育部長】

ご質問の1点目「多様な学びを認め、尊重し合えるまち昭島へ」についてのうち、1点目の「不登校生徒の居場所について」ご答弁申し上げます。

初めに、市内の不登校の児童・生徒数ですが、令和6年1月末時点で、小学生は125名、中学生は167名となっております。

次に、「たまがわ教室」、「もくせい教室」の利用者数と指導員の配置ですが、「たまがわ教室」の利用児童数は、正式な入室が18名、体験入室が4名の計22名、「もくせい教室」の利用生徒数は、正式な入室が20名、体験入室が4名の計24名となっております。

また、「たまがわ教室」と「もくせい教室」の指導員の配置は合計3名で、ほか支援員を「たまがわ教室」に4名、「もくせい教室」に6名配置しております。この支援員は、本人の意向に沿って、曜日や時間を限定した勤務としております。

次に、「たまがわ教室」、「もくせい教室」を利用する児童・生徒が通室しない場合や、他の不登校児童・生徒の居場所と過ごし方についてですが、利用児童・生徒のうち、フリースクールを利用している児童が5名、生徒が11名、オンライン授業を受けている児童が26名、生徒が15名となっております。その他に、スクールカウンセラーの面談を定期的に受けている児童・生徒や、放課後に登校する児童・生徒もあります。

次に、「たまがわ教室」、「もくせい教室」の増設の検討についてですが、現施設での不登校児童・生徒の対応が可能であるため、現時点で増設等の考えはございません。

次に、今後の展望ですが、「スクールソーシャルワーカー」の機能強化や「校内別室指導支援員配置事業」の拡大など、都の補助制度も有効に活用する中で、学校、保護者、関係機関が連携し、誰一人取り残さない学びの保障と、児童・生徒に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、2点目の「インクルーシブ教育の実現に向けて」であります。

初めに、重度の障害があり、通常の学級の利用を希望される方々の人数についてであります。令和6年度に新1年生となる児童1名であります。

市の対応といたしましては、対象の児童に介助員を配置し、通常の学級において安全・安心な学校生活を送ることができるよう準備を進めております。現在、給食時や遠足時の対応など、より具体的な内容について、保護者、学校、教育委員会において協議を進めております。

次に、インクルーシブ教育に向けた課題に関する市の考え方についてであります。が、特別支援教育の考え方やインクルーシブ教育の在り方などの理解啓発の促進と、障害のあるなしに関わらず、共に育ち合うことについて、児童・生徒、教員、保護者が同じ方向を目指して支援していくことが課題として挙げられます。

また、教育活動を担うすべての教員が、合理的配慮を要する児童・生徒への個別対応に、等しく丁寧に当たることも課題であると捉えております。

市といたしましては、人権教育をはじめ、教育活動全体を通して、児童・生徒の多様性を認め、誰もが、共生社会を目指す一員であることの理解を促しております。また、すべての教員がユニバーサルデザインに基づく指導や支援ができるよう、特別支援教育に関する理解促進の研修や取組事例の情報提供を行っております。加えて、引き続き、地域の方々向けに特別支援に関する講演会を実施し、理解啓発の充実に努めてまいります。

次に、東京都が補助をするものに対して手を挙げていくことはするのかについてであります。が、現在も、合理的配慮を要する児童・生徒への援助を行う支援員の拡充や、教材の準備を手伝うことができるスクールサポートスタッフの活用について、都の補助制度を活用し実施をしております。

今後も、児童・生徒のニーズに合致した新たな補助制度があれば、積極的活用に努めてまいります。

次に、インクルーシブ教育を推進するための環境整備の進捗状況についてであります。

本市におきましては、子どもたち一人一人が安心して学校生活を送れるよう、平成29年4月に「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」の冊子を作成し全教員に配布・周知しております。この冊子は、教室環境や学習環境、授業を見直して、すべての子どもにやさしい学校・学級にすることを目指し、具体的な項目とその現状・手立てなどを掲載した内容となっており、全ての小・中学校がこの冊子を踏まえ、学校のユニバーサルデザインの取組を進めております。

次に、大綱2「コミュニティがひろがり安全に過ごせるまち昭島へ」の細目「上下校の見守りについて」であります。

初めに、「コミュニティ・スクール」に地域住民を巻き込むための手法」についてであります。まずは、地域に開かれた学校づくりを目指し、学校だよりやホームページなどで学校の取組を広く周知することが大切であると考えております。さらに、学校行事などに地域の方々を招待したり、地域行事に児童・生徒、教職員が参加するなど、地域と学校の連携をより強固なものにしていくことも大切であります。

学校から情報を発信する際には、取組に関する問い合わせ先を明記したり、コミュニティ・スクールの学校運営協議会委員を通じて地域の参加希望者を募るなど、地域の方々と共に行う活動を一層推進してまいりたいと考えております。

その中で、登下校の見守りやあいさつ運動の協力者不足につきましても、学校の課題として共通理解に立って解決が図られるよう、学校運営協議会における協議事項として取り上げ、すでに活動している団体や地域の皆様のほか、新たな協力者や団体を発掘するなど、学校と地域が一体となって進めていくことが効果的であると考えております。